

無配当 1年定期保険（保険金建）「ご契約のしおり・普通保険約款」一部改定のお知らせ  
2026年4月1日より、以下の部分が改定となりますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて、ご一読の上、保険証券とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

&lt;改定前&gt;

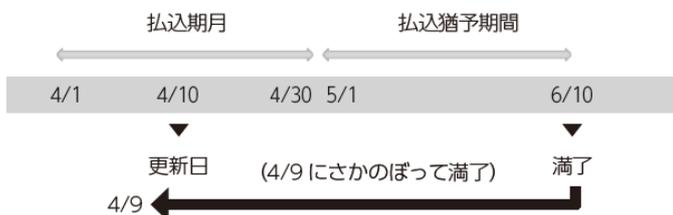
&lt;改定後&gt;

## ご契約のしおり

「保険料・その他取扱いについて」⑤保険料の払込

4.払込期月と払込猶予期間（記載例：年払）

例：年払



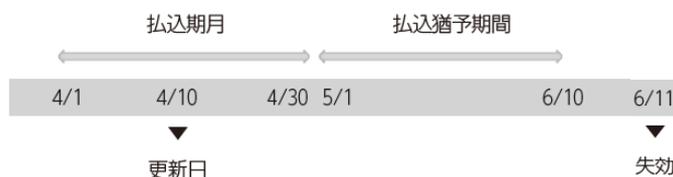
## 5.払込猶予期間経過後の取扱い

- ①払込猶予期間を過ぎますと、保険契約は失効します。
- ②更新月の払込猶予期間を過ぎますと、保険契約は満了します。

「保険料・その他取扱いについて」⑤保険料の払込

4.払込期月と払込猶予期間（記載例：年払）

例：年払



## 5.払込猶予期間経過後の取扱い

払込猶予期間を過ぎますと、保険契約は失効します。

## ご契約のしおり

⑦更新について

- 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、当社に払込みください。
- 払込猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

⑦更新について

- 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、当社に払込みください。
- 払込猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、**保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。**

## ご契約のしおり

⑩死亡保険金の請求、支払の手続きについて

- 1.死亡保険金の請求、支払の手続きについて（略）
- 2.保険金クイック支払サービス（略）
- 3.ご契約後180日以内に死亡した場合の支払について（略）

⑩死亡保険金の請求、支払の手続きについて

- 1.死亡保険金の請求、支払の手続きについて
- 2.保険金クイック支払サービス
- 3.ご契約後180日以内に死亡した場合の支払について
- 4.死亡保険金請求時の既払込保険料について  
死亡保険金を支払った場合、被保険者の死亡日をもって保険契約は終了し、すでに払込まれた保険料は払戻しません。※死亡日以降の払込期月に払込まれた死亡日以降の保険期間に対応する保険料は、この限りではありません。

## 無配当 1年定期保険（保険金建）約款

1 1 第21条 保険契約の更新

(略)

5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第10条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

1 1 第21条 保険契約の更新

(略)

5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第10条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、**更新された保険契約は、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定により、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。**この場合における当該保険契約の復活については、**第11条（保険契約の復活）**の規定を準用します。

## 無配当 災害割増型1年定期保険（保険料建）「ご契約のしおり・普通保険約款」一部改定のお知らせ

2026年4月1日より、以下の部分が改定となりますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて、ご一読の上、保険証券とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

&lt;改定前&gt;

&lt;改定後&gt;

## ご契約のしおり

「保険料・その他取扱いについて」⑤保険料の払込

4. 払込期月と払込猶予期間（記載例：年払）

例：年払

4/1 4/10 4/30 5/1 6/10

更新日 (4/9にさかのぼって満了) 満了

4/9

5. 払込猶予期間経過後の取扱い

① 払込猶予期間を過ぎますと、保険契約は失効します。

② 更新月の払込猶予期間を過ぎますと、保険契約は満了します。

「保険料・その他取扱いについて」⑤保険料の払込

4. 払込期月と払込猶予期間（記載例：年払）

例：年払

4/1 4/10 4/30 5/1 6/10 6/11

更新日 失効

5. 払込猶予期間経過後の取扱い

払込猶予期間を過ぎますと、保険契約は失効します。

## ご契約のしおり

⑦更新について

- 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、当社に払込みください。
- 払込猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

⑦更新について

- 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、当社に払込みください。
- 払込猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、**保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。**

## 無配当 災害割増型1年定期保険（保険料建）約款

11 第21条 保険契約の更新

(略)

5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第10条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

11 第21条 保険契約の更新

(略)

5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第10条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、**更新された保険契約は、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定により、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。**この場合における当該保険契約の復活については、第11条（保険契約の復活）の規定を準用します。

## 無配当 1年定期保険（簡易告知型）・無配当夫婦連生1年定期保険

## 普通保険約款 一部改定のお知らせ

2026年4月1日より、以下の部分が改定となりますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて、ご一読の上、保険証券とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

&lt; 改定前 &gt;

&lt; 改定後 &gt;

## 無配当1年定期保険（簡易告知型）約款

<p>1 1 第21条 保険契約の更新</p> <p>(略)</p> <p>5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第10条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。</p> <p>6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。</p>
---

<p>1 1 第21条 保険契約の更新</p> <p>(略)</p> <p>5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第10条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。</p> <p>6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、<b>更新された保険契約は、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定により、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。</b>この場合における当該保険契約の復活については、<b>第11条（保険契約の復活）</b>の規定を準用します。</p>
---

## 無配当夫婦連生1年定期保険 約款

<p>1 4 第27条 保険契約の更新</p> <p>(略)</p> <p>5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第14条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については同項第2号を準用します。）および第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。</p> <p>6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。</p>
--

<p>1 4 第27条 保険契約の更新</p> <p>(略)</p> <p>5 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（年単位の契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第14条（猶予期間および保険契約の失効）第1項（年払契約については、同項第2号の規定を適用します。）および第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。</p> <p>6 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、<b>更新された保険契約は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定により、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。</b>この場合における当該保険契約の復活については、<b>第16条（保険契約の復活）</b>の規定を準用します。</p>
---